

議第 120 号 福山市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党の討論を行います。

本案は、子ども・子育て支援新制度において、新たに設置される幼保連携型認定こども園の基準を定めるものです

新制度では、幼保連携型認定こども園は、保育所と幼稚園という、性格の違う二つの子育て支援施設が一つとなり、財源も施設型給付費等に一本化します。

政府は幼保連携型認定こども園を、支援新制度の最大の目玉として既存施設から移行促進させようとしています。しかし、幼保連携型認定こども園は、次に述べる基本的な問題を抱えています。

本市では教育標準時間は 1 日「4 時間」とされています。

保育標準時間は、1 日 11 時間、保育短時間は、1 日 8 時間であり、保護者は、認定された、月極めの時間量を、就労状況に見合うように利用します。

そのため保育時間は、様々なパターンに分類され、子どもにとっても、園の保育士にとっても不安定で、複雑な保育を強いられることになります。

変則的な保育時間は子どもへの影響が大きいために、全国では、認定こども園の導入は進んでこなかった実情があります。

現在、子どもは保育所に 8 時間いることを前提に、プログラムを立案して保育をしていますが、新制度ではこの前提が成り立ちません。子どもの発達を保障した保育実が困難になる、このような保育は広げるべきではありません。

また、給食は、衛生面や子どもの体調に応じた細やかな対応が出来るよう、調理員と調理室の設置を義務付けるべきであり、外部委託は、例外規定とするべきです。

以上述べた理由により、反対を表明して討論と致します。